

仕入控除税額フローチャート

赤い矢印：はい
黄色い矢印：いいえ

電子処方箋管理サービス等を課税仕入れした日（支払日など）が属する課税期間の消費税確定申告に基づいて報告してください。

① 消費税の確定申告の義務がある



② 簡易課税方式で報告している、または2割特例の適用を受けている



③-1 公益法人等である

※公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、学校法人、独立行政法人、社会福祉法人等



③-2 特定収入割合が5%を超える



④、⑤ 個別対応方式で、対象経費に係る消費税等を「非課税売上のみに要するもの」として申告している



仕入控除税額 0円

※0円でも県への報告を行ってください

仕入控除税額あり